

総室発第40号

令和5年6月23日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更内容

昭和40年3月30日付40原第822号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた東海発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。
(ただし、赤字下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請内容の反映

- a. 地震、津波、竜巻発生時に東海第二発電所の保安のために必要な施設の損壊又はアクセスルートが通行不可とならないよう、廃止措置中に使用する資機材・車両及び廃止措置中に発生する廃材の管理を追加する。
- b. 初期消火活動を行う要員について、東海第二発電所との兼務を削除し東海発電所専属の初期消火要員とするとともに、初期消火要員数の見直しを行う。
- c. 初期消火活動を行うために配備する資機材について、東海第二発電所との共用を削除し東海発電所専用にするるとともに、化学消防自動車に代えて動力消防ポンプを配備することに変更する。

- ・第16条（廃止措置中の地震・火災等発生時の対応）

(2) 周辺監視区域図の変更

東海第二発電所安全性向上対策工事完了に伴う周辺監視区域図の変更を行う。

- ・第31条（周辺監視区域）

(3) 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）

原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日公布）の一部施行に伴い、関係規則の整備等が行われ、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等が改正されたことから、関連する保安規定条文の変更を行う。

- ・第43条の2（緊急作業従事者の選定）
- ・第45条（通報経路）
- ・第47条（通報）
- ・第48条（非常事態の宣言）
- ・第49条（応急措置）
- ・第51条（非常事態の解除）

(4) 記載の適正化

- ・第4条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第16条（廃止措置中の地震・火災等発生時の対応）

・第47条（通報）

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 第31条（周辺監視区域）については、原子力規制委員会の認可を受けたのち、変更後の周辺監視区域境界に標識を設置した時点から適用する。
- (3) 第4条（品質マネジメントシステム計画）及び第16条（廃止措置中の地震・火災等発生への対応）については、東海第二発電所にて発電用原子炉に燃料体を装荷する前の時期における各原子炉施設に係る使用前検査終了日又は使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以上

本資料のうち、枠囲みの内容は営業秘密
又は防護上の観点から公開できません。

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和 40 年 12 月 6 日	40 原第 4109 号
2	昭和 42 年 3 月 4 日	42 原第 193 号
3	昭和 42 年 5 月 23 日	42 原第 1955 号
4	昭和 43 年 8 月 15 日	43 原第 3958 号
5	昭和 43 年 9 月 26 日	43 原第 4712 号
6	昭和 44 年 8 月 14 日	44 原第 3627 号
7	昭和 45 年 12 月 12 日	45 原第 3493 号
8	昭和 47 年 3 月 13 日	47 原第 2011 号
9	昭和 47 年 12 月 21 日	47 原第 11161 号
10	昭和 48 年 6 月 6 日	48 原第 5291 号
11	昭和 49 年 8 月 29 日	49 原第 6889 号
12	昭和 52 年 10 月 27 日	52 安(原規)第 290 号
13	昭和 52 年 12 月 20 日	52 安(原規)第 370 号
14	昭和 53 年 11 月 28 日	53 安(原規)第 346 号
15	昭和 54 年 7 月 10 日	54 資庁第 8348 号
16	昭和 56 年 8 月 20 日	56 資庁第 10448 号
17	昭和 56 年 11 月 24 日	56 資庁第 13059 号
18	昭和 57 年 3 月 19 日	57 資庁第 3873 号
19	昭和 57 年 6 月 18 日	57 資庁第 7877 号
20	昭和 57 年 7 月 31 日	57 資庁第 10881 号
21	昭和 58 年 2 月 8 日	57 資庁第 19484 号
22	昭和 58 年 8 月 29 日	58 資庁第 11324 号
23	昭和 59 年 6 月 27 日	59 資庁第 7901 号
24	昭和 60 年 6 月 24 日	60 資庁第 8545 号
25	昭和 61 年 6 月 19 日	61 資庁第 8018 号
26	昭和 62 年 2 月 14 日	62 資庁第 1075 号
27	昭和 63 年 2 月 4 日	62 資庁第 16314 号
28	平成 元年 3 月 31 日	元資庁第 3499 号
29	平成 2 年 3 月 23 日	2 資庁第 1878 号
30	平成 3 年 6 月 25 日	3 資庁第 6923 号
31	平成 6 年 2 月 7 日	5 資庁第 14236 号
32	平成 6 年 6 月 14 日	6 資庁第 6373 号
33	平成 8 年 6 月 25 日	8 資庁第 6661 号
34	平成 9 年 9 月 11 日	平成 09・08・04 資第 19 号
35	平成 10 年 4 月 13 日	平成 10・03・10 資第 114 号
36	平成 12 年 3 月 17 日	平成 12・01・24 資第 1 号
37	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12・06・12 資第 7 号
38	平成 13 年 1 月 5 日	平成 12・08・31 資第 13 号
39	平成 13 年 2 月 23 日	平成 13・02・15 原第 15 号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
40	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13・03・23 原第 22 号
41	平成 13 年 6 月 28 日	平成 13・05・31 原第 29 号
42	平成 13 年 12 月 3 日	平成 13・11・28 原第 1 号
43	平成 15 年 4 月 23 日	平成 15・04・18 原第 15 号
44	平成 15 年 6 月 27 日	平成 15・05・29 原第 15 号
45	平成 15 年 9 月 8 日	平成 15・08・15 原第 1 号
46	平成 16 年 6 月 10 日	平成 15・12・24 原第 34 号
47	平成 16 年 6 月 24 日	平成 16・06・22 原第 14 号
48	平成 17 年 3 月 25 日	平成 17・03・03 原第 11 号
49	平成 17 年 8 月 25 日	平成 17・08・11 原第 5 号
50	平成 17 年 11 月 29 日	平成 17・11・15 原第 4 号
51	平成 18 年 2 月 2 日	平成 17・12・26 原第 3 号
52	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・06・20 原第 18 号
53	平成 18 年 9 月 8 日	平成 18・08・29 原第 19 号
54	平成 19 年 9 月 7 日	平成 19・08・06 原第 6 号
55	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・12・07 原第 12 号
56	平成 20 年 9 月 1 日	平成 20・08・07 原第 31 号
57	平成 20 年 12 月 24 日	平成 20・12・12 原第 6 号
58	平成 21 年 3 月 30 日	平成 21・02・27 原第 4 号
59	平成 21 年 6 月 29 日	平成 21・06・16 原第 3 号
60	平成 22 年 3 月 8 日	平成 22・01・29 原第 21 号
61	平成 24 年 6 月 21 日	平成 24・05・25 原第 9 号
62	平成 25 年 3 月 8 日	原管廃収第 121226004 号
63	平成 25 年 6 月 28 日	原管廃収第 130318002 号
64	平成 26 年 1 月 23 日	原管廃発第 1401221 号
65	平成 26 年 6 月 24 日	原規規発第 1406245 号
66	平成 26 年 7 月 23 日	原規規発第 1407231 号
67	平成 28 年 3 月 31 日	原規規発第 16033110 号
68	平成 28 年 12 月 7 日	原規規発第 1612072 号
69	平成 30 年 6 月 7 日	原規規発第 1806071 号
70	令和 元年 6 月 11 日	原規規発第 1906112 号
71	令和 元年 9 月 24 日	原規規発第 1909246 号
72	令和 2 年 9 月 17 日	原規規発第 20091711 号
73	令和 2 年 12 月 2 日	原規規発第 2012021 号
74	令和 3 年 3 月 31 日	原規規発第 2103314 号
75	令和 4 年 9 月 1 日	原規規発第 2209012 号

別添

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
(品質マネジメントシステム計画) 第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 （中略） 表4-1 品質マネジメントシステムの文書					(品質マネジメントシステム計画) 第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 （中略） 表4-1 品質マネジメントシステムの文書					
(3) 二次文書					(3) 二次文書					
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM 共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4, 40-40条の5	4.1	QM 共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4, 40-40条の5	記載の適正化（表の並び替え）
	QM 共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第4, 5, 6, 10条		QM 共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第4, 5, 6, 10条	
	QM 共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第4条		QM 共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第4条	
5.4.1	QM 共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第4条	5.4.1	QM 共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室		
5.5.4	QM 共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		5.5.4	QM 共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		
5.6	QM 共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		5.6	QM 共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		
6.2	QM 共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第4, 9, 52, 53条	6.2	QM 共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第4, 9, 52, 53条	
6.1	QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4, 40-40条の5	6.1	QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4, 40-40条の5	
	QM 共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第4条		QM 共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第4条	
7.1	<u>QM 東海：7-1-8</u>	<u>廃止措置管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 12-19条の2</u>	7.1	<u>QM 東海：7-1-1</u>	<u>施設管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 40-40条の5</u>	
	<u>QM 共通：7-1-5</u>	<u>放射性廃棄物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 20-24条</u>		<u>QM 東海：7-1-7</u>	<u>放射能濃度確認対象物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4条, 21条の2, 21条の3</u>	
	<u>QM 共通：7-1-7</u>	<u>安全文化育成・維持活動要項</u>	<u>安全室</u>	<u>第3条, 第4条</u>		<u>QM 東海：7-1-8</u>	<u>廃止措置管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 12-19条の2</u>	
	<u>QM 東海：7-1-7</u>	<u>放射能濃度確認対象物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4条, 21条の2, 21条の3</u>		<u>QM 東海：7-1-9</u>	<u>放射性廃棄物でない廃棄物管理要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 17, 19条の2, 21条の4</u>	
	<u>QM 共通：7-1-6</u>	<u>放射線管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 25-38条</u>		<u>QM 東海：7-1-10</u>	<u>火災防護計画要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 16条</u>	
	<u>QM 東海：7-1-1</u>	<u>施設管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 40-40条の5</u>		<u>QM 共通：7-1-4</u>	<u>原子力災害対策業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 42-51条</u>	
	<u>QM 共通：7-1-4</u>	<u>原子力災害対策業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 42-51条</u>		<u>QM 共通：7-1-5</u>	<u>放射性廃棄物管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 20-24条</u>	
	<u>QM 東海：7-1-9</u>	<u>放射性廃棄物でない廃棄物管理要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 17, 19条の2, 21条の4</u>		<u>QM 共通：7-1-6</u>	<u>放射線管理業務要項</u>	<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>	<u>第4, 25-38条</u>	
	7.2.1	QM 共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）		第4条	<u>QM 共通：7-1-7</u>	<u>安全文化育成・維持活動要項</u>	<u>安全室</u>	<u>第3, 4条</u>
QM 共通：7-2-2		対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	7.2.1	QM 共通：7-2-1		官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第4条	
					QM 共通：7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト推進室			

注) 赤字下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
(3) 二次文書（続き）					(3) 二次文書（続き）					変更なし
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
7.2.2	QM 共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,7,8条	7.2.2	QM 共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,7,8条	
7.2.3	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室	第4,6,55条	7.2.3	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室	第4,6,55条	
7.3	QM 共通：7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40-40条の5	7.3	QM 共通：7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40-40条の5	
7.4	QM 共通：7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		7.4	QM 共通：7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		
	QM 共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室	第4条		QM 共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室	第4条	
7.5.5	QM 共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室		7.5.5	QM 共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室		
8.2.1	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室		8.2.1	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室		
8.2.3	QM 共通：8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	第4,40-40条の5	8.2.3	QM 共通：8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	第4,40-40条の5	
	QM 共通：8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	廃止措置プロジェクト推進室			QM 共通：8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	廃止措置プロジェクト推進室		
8.2.4	QM 共通：8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト推進室	第4,40-40条の5	8.2.4	QM 共通：8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト推進室	第4,40-40条の5	
8.4	QM 共通：8-4-1	データ分析要項	安全室	第4条	8.4	QM 共通：8-4-1	データ分析要項	安全室	第4条	

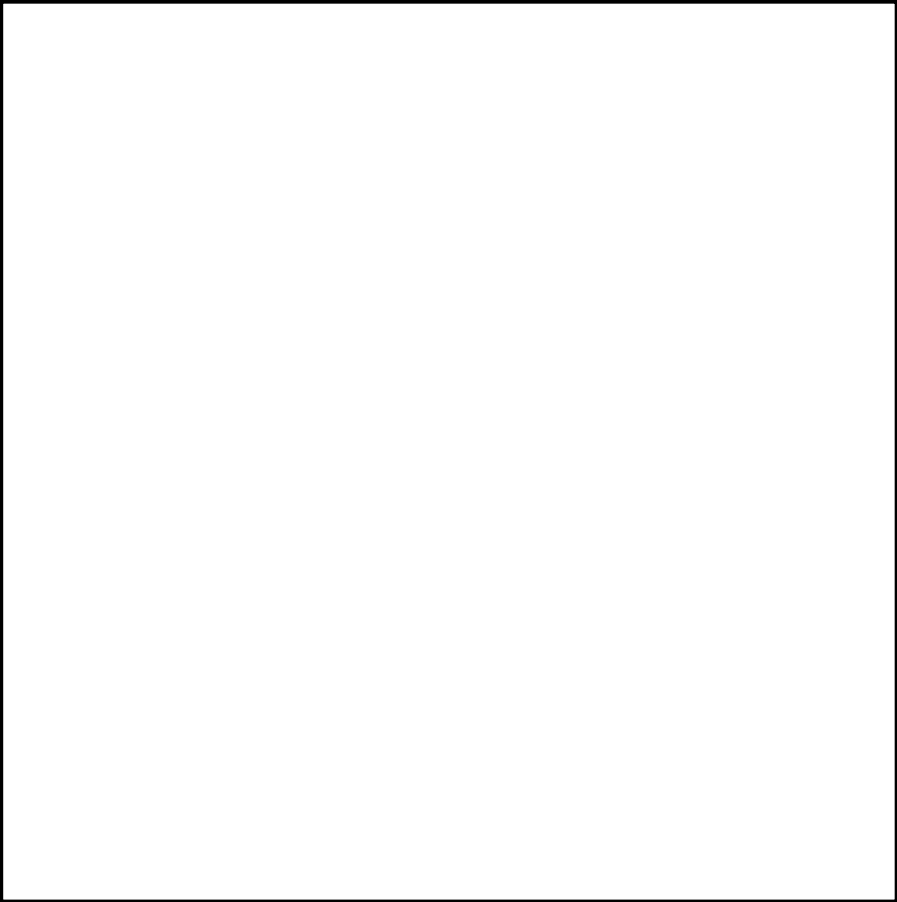

注) 赤字下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考						
<p>(<u>廃止措置中の地震・火災等発生時の対応</u>)</p> <p>第16条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う発電所の要員として、<u>11名以上（東海第二発電所と兼務）</u>を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行うため、<u>化学消防自動車</u>及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。<u>（東海第二発電所と共用）</u></p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャーは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、第14条（廃止措置中の巡視）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各マネージャーは、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、性能維持施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(6) 安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 各マネージャーは、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{と判断した場合は}、廃止措置室長に報告する。廃止措置室長は、所長、廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(<u>廃止措置中の地震・火災等発生への対応</u>)</p> <p>第16条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う発電所の要員として、<u>8名</u>以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行うため、<u>表1.6に示す動力消防ポンプ</u>及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャーは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、第14条（廃止措置中の巡視）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各マネージャーは、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後、性能維持施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(6) 安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 各マネージャーは、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{と判断した場合は}、廃止措置室長に報告する。廃止措置室長は、所長、廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p><u>4. 各マネージャーは、地震、津波、竜巻発生時に東海第二発電所の保安のために必要な施設の損壊又はアクセスルートが通行不可とならないよう、廃止措置中に使用する資機材・車両及び廃止措置中に発生する廃材を管理する。</u></p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p><u>表1.6</u></p> <table border="1" data-bbox="1032 1233 1585 1326"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動力消防ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>200 L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	設 備	数 量	動力消防ポンプ	1台	泡消火薬剤	200 L以上	<p>記載の適正化</p> <p>東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請内容の反映</p> <p>東海発電所に配備する消防設備の変更</p> <p>東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請内容の反映</p> <p>東海発電所に配備する消防設備の明確化</p>
設 備	数 量							
動力消防ポンプ	1台							
泡消火薬剤	200 L以上							

注) 赤字下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図31</p> 	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図31</p> 	<p>東海第二発電所安全性向上対策工事完了に伴う周辺監視区域図の変更（東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の図面と整合）</p>

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																										
<p>（緊急作業従事者の選定） 第43条の2 安全・防災グループマネージャーは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表43の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者 (2) 表43の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法第9条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表43の2</p> <table border="1" data-bbox="125 584 1003 794"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※1}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第46条（原子力防災訓練）の訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p> <p>（通報経路） 第45条 安全・防災グループマネージャーは、非常事態が発生した場合の社内及び国、県、村等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（通報） 第47条 各マネージャーは、原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態である場合は、第45条（通報経路）に定める通報経路にしたがって、所長に通報する。 2. 所長は、非常事態の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、第45条（通報経路）に定める通報経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※1}	3時間以上	<p>（緊急作業従事者の選定） 第43条の2 安全・防災グループマネージャーは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表43の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者 (2) 表43の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法第9条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表43の2</p> <table border="1" data-bbox="1039 584 1917 794"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。 ※2：兼用できる訓練 ・第46条（原子力防災訓練）の訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p> <p>（通報経路） 第45条 安全・防災グループマネージャーは、警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合の社内及び国、県、村等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>（通報） 第47条 各マネージャーは、警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は、第45条（通報経路）に定める連絡経路又は通報経路にしたがって、所長に報告する。 2. 所長は、警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、第45条（通報経路）に定める経路にしたがって、社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上	<p>原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更） （以下同じ）</p> <p>記載の適正化 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
分類	項目	時間																										
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※1}	3時間以上																										
分類	項目	時間																										
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上																										

注）赤字下線は改正事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(非常事態の宣言)</p> <p>第48条 所長は、<u>非常事態が発生した場合は、その旨を宣言して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に災害対策本部を設置する。</u></p> <p>(応急措置)</p> <p>第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常事態において次の応急措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退避誘導及び構内入構制限 (2) 放射性物質影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) 緊急時医療 (5) 二次災害防止に関する措置 (6) 汚染拡大の防止 (7) 線量評価 (8) 応急復旧 (9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 <p>(非常事態の解除)</p> <p>第51条 本部長は、事象が収束し、非常事態の体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、非常事態を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(非常事態等の宣言)</p> <p>第48条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生について報告を受け、又は自ら発見した場合は、警戒事態を宣言して、発電所警戒本部の要員を招集し、発電所警戒本部を設置する。</u></p> <p><u>所長は、警戒事態を宣言した場合は、直ちに廃止措置プロジェクト推進室長に報告する。</u></p> <p><u>2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、又は自ら発見した場合は、非常事態を宣言して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>所長は、非常事態を宣言した場合は、直ちに廃止措置プロジェクト推進室長に報告する。</u></p> <p>(応急措置)</p> <p>第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、<u>警戒事態又は非常事態を宣言した場合</u>において次の応急措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退避誘導及び構内入構制限 (2) 放射性物質影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) 緊急時医療 (5) 二次災害防止に関する措置 (6) 汚染拡大の防止 (7) 線量評価 (8) 応急復旧 (9) 原子力災害の<u>発生又は</u>拡大防止を図るための措置 <p>(非常事態等の解除)</p> <p>第51条 本部長は、事象が収束し、<u>警戒事態又は非常事態</u>の体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>警戒事態又は非常事態</u>を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則 (. . .)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 第31条(周辺監視区域)については、原子力規制委員会の認可を受けたのち、変更後の周辺監視区域境界に標識を設置した時点から適用する。</u></p> <p><u>3. 第4条(品質マネジメントシステム計画)及び第16条(廃止措置中の地震・火災等発生への対応)については、東海第二発電所にて発電用原子炉に燃料体を装荷する前の時期における各原子炉施設に係る使用前検査終了日又は使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更） (以下同じ)</p> <p>変更に伴う附則の追加</p>

注) 赤字下線は改正事項に含まない。